

茨城県立中央高等学校の部活動に係る活動方針

1 部活動の基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する活動教育であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にもきわめて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり 1 日以上を休養日とする。また、大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

3 部活動の活動時間

- 1 日の活動時間は、平日は 2 時間程度、休業日は 4 時間程度とする。

4 部活動の朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わない。

5 熱中症事故の防止

- 気象庁の高温注意報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の運動を原則として行わない。
- 実施が可能と判断し活動する際にも、生徒の健康管理を第一優先に考え、参加生徒の健康観察を実施し、長時間のランニングや激しい運動は避け、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底する。
- 万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応をする。

附則 本活動方針は、令和元年 10 月 1 日から施行する。